ご遺族のための

**おくやみハンドブック**

≪　令和６年度版　≫

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

　　ご遺族におかれましては、今後の生活などに対する不安もある中、相続のほか年金

　や保険など、さまざまな手続きが生じてくるかと存じます。

　　山陽小野田市では、それらのうち、市役所でお手続きが必要な主なものについて

　まとめました。

　ご遺族のみなさまに、お役にたてていただけますと幸いです。

　山陽小野田市

**手続きにお持ちいただくもの（主なもの）**

お越しの際には、**下記のものをお持ちください。**

各手続き別の必要なものについては、６ページ以降に掲載していますのでご確認ください。

各手続きは、内容によっては一度で終わらないこともあります。

|  |
| --- |
| **ご遺族のもの**□ 印判（相続人・喪主）※スタンプ印不可□ 来庁される方の本人確認書類・写真付きのものは１点　　　※運転免許証、マイナンバーカード　など・写真付きがない場合は２点　※健康保険証、介護保険証、年金手帳　など□ 預貯金通帳　（相続人・喪主）□ 故人の預貯金通帳から各種税等を口座振替されている場合、新たに口座振替する預貯金通帳 |

|  |
| --- |
| **亡くなられた方のもの*** マイナンバーカード（お持ちの方）
* 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証
* 国民年金証書
* 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
* 福祉医療費受給者証
* 介護保険被保険者証
* その他、市役所から交付された証書類
 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 初回来庁日　　　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 1.亡くなられた方についてご記入ください。 |
| 住　所 | 〒山陽小野田市 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 明　・　大　・　昭　・　平　・　令　・　西暦年　　　　月　　　　日 |
| 氏　名 |  |
| 死亡日 | 　　年　　月　　日　 |
| 2.窓口に来られた方についてご記入ください。　　 |
| * □　貴方が喪主の場合、✓をしてください。
 |
| 住　所 | 〒 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 明　・　大　・　昭　・　平　・　令　・　西暦年　　　　月　　　　日 |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 | 自宅・携帯・その他（　　　　　）　　　－　　　－ | 亡くなられた方との続柄 | 配偶者・子・孫・父・母・兄・弟・姉・妹・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 3.相続される方と窓口に来られた方が異なる場合にご記入ください。 |
| * □　貴方が喪主の場合、✓をしてください。
 |
| 住　所 | 〒 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 明　・　大　・　昭　・　平　・　令　・　西暦年　　　　月　　　　日 |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 | 自宅・携帯・その他（　　　　　）　　　－　　　　－ | 亡くなられた方との続柄 | 配偶者・子・孫・父・母・兄・弟・姉・妹・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |



**＊＊＊＊＊　手続きチェックリスト　※必要な手続きの確認をしてください。＊＊＊＊＊**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 亡くなられた方について | 回答（該当に✓） | 必要な手続き | 参照ページ |
| 　　住民異動　 　　　 | 世帯主でしたか。 | * はい
 | 世帯主の変更が必要な場合があります。 | ６ |
| 印鑑登録証をお持ちでしたか。 | * はい
 | 自動廃止になります。印鑑登録証は破棄してください。 | ― |
| マイナンバーカードをお持ちでしたか。 | * はい
 | お持ちの方は、ご返却ください。 | ６ |
| 在留カード及び特別永住者証明書をお持ちでしたか。 | * はい
 | 必要な手続きは、**広島出入国在留管理局下関出張所（☎083-261-1211）**にお問い合わせください。 | ― |
| 保険・年金 | どのような健康保険に加入しておられましたか。 | * 国民健康保険
 | 国民健康保険証の返還や葬祭費の支給申請等の手続きが必要です。 | ６ |
| * 後期高齢者医療保険
 | 後期高齢者医療保険証の返還や葬祭費の支給申請等の手続きが必要です。 | ６ |
| * 社会保険・共済組合等
 | 必要な手続きは、会社や組合の担当者にお問い合わせください。 | － |
| * わからない
 | 保険証を市役所にお持ちください。 | － |
| どのような年金に加入しておられましたか。 | * 国民年金
 | 死亡届等の手続きが必要です。 | ７ |
| * 厚生年金
 | 必要な手続きは、**宇部年金事務所（☎33-7111）**にお問い合わせください。 | － |
| * 共済年金
 | 必要な手続きは、各共済組合に直接お問い合わせください。 | － |
| * 恩給
 | 必要な手続きは、**総務省恩給相談窓口（☎03-5273-1400）**にお問い合わせください。 | － |
| * 農業者年金
 | 必要な手続きは、**農業委員会事務局（☎71-1645）**にお問い合わせください。 | － |
| * 企業年金
 | 必要な手続きは、各企業年金基金等にお問い合わせください。 | － |
| * わからない
 | 年金に関する書類を市役所にお持ちください。 | － |
| 項目 | 亡くなられた方について | 回答（該当に✓） | 必要な手続き | 参照ページ |
| 福祉 | 各種障害者手帳をお持ちでしたか。 | * はい
 | 返還等の手続きが必要です。 | ７ |
| 福祉医療費受給者証をお持ちでしたか。 | * はい
 | 返還等の手続きが必要です。 | ７ |
| 福祉タクシー券、やまぐち障害者等専用駐車場利用証をお持ちでしたか。 | * はい
 | 返還等の手続きが必要です。 | ７ |
| 特別障害者手当・障害児福祉手当を受けていましたか。 | * はい
 | 手続きが必要です。 | ７ |
| 障害福祉サービスを利用していましたか。 | * はい
 | 手続きが必要な場合がありますので、**障害福祉課（☎82-1170）**にお問い合せください。 | － |
| 児童手当を受けていましたか。 | * はい
 | 手続きが必要です。 | ８ |
| （特別）児童扶養手当を受けていましたか。 | * はい
 | 手続きが必要です。 | ８ |
| 65歳以上または介護の認定を受けておられましたか。 | * はい
 | 介護保険被保険者証の返還等の手続きが必要です。 | ８ |
| 高齢者福祉サービス（安心相談ナースホン等）を利用していましたか。 | * はい
 | 手続きが必要な場合がありますので、**高齢福祉課（☎82-1171）**にお問い合わせください。 | － |
| 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受けておられましたか。 | * はい
 | **社会福祉課（☎82-1174）**にお問い合わせください。 | － |
| 税金 | 軽自動車等を所有していましたか。 | * はい
 | 名義変更等の手続きが必要です。 | ８ |
| 個人住民税・固定資産税を納めていましたか。 | * はい
 | 相続人代表者の届出等が必要です。 | ９ |
| 土地・建物 | 土地・建物をお持ちでしたか。 | * はい
 | ＊令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されました。登記申請手続きに関しては、山口地方法務局ホームページをご覧ください。 | － |
| 項目 | 亡くなられた方について | 回答（該当に✓） | 必要な手続き | 参照ページ |
| 土地・建物 | 登記をしていない建物をお持ちでしたか。 | * はい
 | 名義変更の手続きが必要です。 | ９ |
| 住んでいた住宅が空き家になる予定ですか。 | * はい
 | **生活安全課**（☎**82-1133**）にご相談ください。 | － |
| 農地をお持ちでしたか。 | * はい
 | 必要な手続きは、**農業委員会事務局（☎71-1645）**にお問い合わせください。 | － |
| その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 上水道・下水道の契約者でしたか。 | * はい
 | 名義変更等の手続きが必要です。 | ９ |
| 下水道事業受益者負担金を納めていましたか。 | * はい
 | 手続きが必要です。 | ９ |
| 市営住宅に入居していましたか。 | * はい
 | 手続きが必要です。 | ９ |
| 犬を飼っていましたか。 | * はい
 | 手続きが必要な場合があります。 | ９ |
| 遺品等の処分等がありますか。 | * はい
 | 処分方法は、**環境衛生センター（☎83-3651）**にお問い合わせください。 | － |
| その他、官公庁以外のお手続きがありますか。 | * はい
 | それぞれの契約先等にお問い合わせください。 | １０ |



**市役所での手続き**

**※手続きに必要なもの等の参考にしてください。内容によっては、これ以外の手続きが必要な場合もあります。**

|  |
| --- |
| * **住民異動の手続き**

担当窓口　①市民課住民係☎82-1140（市役所本館１階）／市民窓口課市民サービス係☎71-1513（厚狭地区複合施設内）　　　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 世帯主の変更 | － | 速やかに | * ／
 |
| マイナンバーカードの返納 | * 故人のマイナンバーカード
 | 相続手続き完了後、速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **国民健康保険の手続き**

担当窓口　④保険年金課国保係☎82-1179（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 国民健康保険証の返還 | □ 故人の国民健康保険証□（故人が世帯主の場合）世帯全員分の国民健康保険証 | 速やかに | * ／
 |
| 葬祭費の支給申請 | □ 葬祭執行者（喪主）名義の預貯金通帳□ 葬祭執行者がわかる書類（会葬礼状、領収書等） | 葬祭日の翌日から２年 | * ／
 |
| 代表相続人名義の口座届出 | □ 代表相続人名義の預貯金通帳 | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **後期高齢者医療保険の手続き**

担当窓口 ④保険年金課年金高齢医療係☎82-1209（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514(厚狭地区複合施設内)　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 後期高齢者医療保険証の返還 | □ 故人の後期高齢者医療保険証 | 速やかに | * ／
 |
| 葬祭費の支給申請 | □ 葬祭執行者（喪主）名義の預貯金通帳□ 葬祭執行者がわかる書類（会葬礼状、領収書等） | 葬祭日の翌日から２年 | * ／
 |
| 相続書の提出（代表相続人の指定） | □ 代表相続人名義の預貯金通帳□ 世帯が異なる場合は、戸籍謄本等故人との関係がわかる書類 | 速やかに | * ／
 |
| 国民健康保険証の変更 | □ (故人(後期高齢者医療被保険者)が世帯主で、同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合)世帯全員分の国民健康保険証 | 速やかに | * ／
 |
| * **国民年金の手続き**

担当窓口　④保険年金課年金高齢医療係☎82-1178（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514(厚狭地区複合施設内)　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 未支給年金・死亡一時金の請求及び死亡届 | □ 故人の年金証書□ 死亡診断書の写し □ 請求者の預金通帳□ 請求者のマイナンバーが確認できるもの※ 手続きの内容によっては、その他必要書類が発生する場合がありますので、お問い合わせください。 | 死亡日の翌日から５年※死亡一時金は死亡日の翌日から２年 | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還の手続き**

担当窓口　⑧障害福祉課障害福祉係☎82-1170（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 身体障害者手帳の返還 | □ 故人の身体障害者手帳 | 速やかに | * ／
 |
| 療育手帳の返還 | □ 故人の療育手帳 | 速やかに | * ／
 |
| 精神障害者保健福祉手帳の返還 | □ 故人の精神障害者保健福祉手帳 | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **福祉医療費受給者証の返還の手続き**

担当窓口　⑧障害福祉課障害福祉係☎82-1170、⑦子育て支援課子育て支援係☎82-1175（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 福祉医療費受給者証の返還 | □ 故人の福祉医療費受給者証 | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **福祉タクシー券、やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返還の手続き**

担当窓口　⑧障害福祉課障害福祉係☎82-1170（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 福祉タクシー券の返還 | □ 故人の福祉タクシー券 | 速やかに | * ／
 |
| やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返還 | * 故人の駐車場利用証
 | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **特別障害者手当・障害児福祉手当の手続き**

担当窓口　⑧障害福祉課障害支援係☎82-1159（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 死亡届・未支払手当の請求 | □ 相続人名義の預貯金通帳の写し□ 相続人の認印 | 死亡日から14日以内　　　 | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **児童手当の手続き**

担当窓口 ⑦子育て支援課子育て支援係☎82-1175（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 未支払手当の請求※受給者が亡くなった場合 | □ 支給対象児童名義の通帳またはキャッシュカードの写し | 死亡日の翌日から15日以内　　　 | * ／
 |
| 認定請求※受給者が亡くなった場合 | □ 配偶者または養育者の通帳またはキャッシュカードの写し□ 配偶者または養育者のマイナンバーを確認できる書類 | 死亡日の翌日から15日以内 | * ／
 |
| 資格消滅または額の改定※支給対象児童が亡くなった場合 | － | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| □**（特別）児童扶養手当の手続き**担当窓口　⑦子育て支援課子育て支援係☎82-1175（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 受給者死亡届・未支払手当の請求※受給者が亡くなった場合 | □ 故人の（特別）児童扶養手当証書　□ 支給対象児童名義の預貯金通帳の写し | 死亡日の翌日から14日以内　　　 | * ／
 |
| 認定請求※受給者が亡くなった場合 | 必要な書類は世帯の状況により異なるため、担当窓口にご確認ください。 | 死亡日の翌日から14日以内　　　 | * ／
 |
| 資格喪失または額の改定※支給対象児童が亡くなった場合 | □（特別）児童扶養手当証書　 | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **介護保険の手続き**

担当窓口　⑤高齢福祉課介護保険係☎82-1172（市役所本館１階）／市民窓口課保険福祉係☎71-1514（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 介護保険書類の返還 | □ 故人の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等 | 速やかに　　　 | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **軽自動車の手続き**

担当窓口 ⑪税務課市民税係☎82-1125(市役所本館１階)／市民窓口課市民サービス係☎71-1511（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 軽自動車税変更・廃車申告※原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車 | □ 故人の標識交付証明書□ ナンバープレート（廃車の場合） | 速やかに　　　 | * ／
 |
| ※三輪・四輪の軽自動車は、軽自動車検査協会（☎050-3816-3085）へお問い合わせください。※二輪の小型自動車又は二輪の軽自動車（125cc超の二輪）は、中国運輸局山口運輸支局（☎050-5540-2073）へお問い合わせください。 |
| * **市県民税・固定資産税の手続き**

担当窓口 ⑪税務課市民税係☎82-1125・⑨固定資産税係☎82-1127(市役所本館１階)／市民窓口課市民サービス係　☎71-1511（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 相続人代表者の指定届出 | ― | 速やかに　　　 | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **家屋（未登記）の手続き**

担当窓口 ⑨税務課固定資産税係☎82-1127（市役所本館１階）／市民窓口課市民サービス係☎71-1512（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 所有者変更の届出 | □ 所有者の死亡を証明する戸籍等□ 新所有者が相続人であることを証明する戸籍等 | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **上下水道の手続き**

担当窓口　水道局業務課　☎83-5725　（新生一丁目8番22号）／下水道課管理係　☎82-1164　（市役所別館２階） |
| 手続き | 必要なもの | 手続き窓口 | 期限 | 済 |
| 1. 使用者等の変更
 | ― | 水道局業務課下水道課 | 速やかに | * ／
 |
| ② 口座名義人の変更 |
| ③ 使用中止の手続き |
| ④ 世帯人数の変更手続き（井戸水を使用している場合） | ― | 下水道課　　　 | 速やかに | □　／ |
| ⑤下水道事業受益者負担金の手続き（受益者の変更） |

|  |
| --- |
| * **市営住宅の手続き**

担当窓口　㉚建築住宅課住宅管理係☎82-1166　（市役所別館１階）　／地域活性化室　☎71-1602　（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 退去又は入居継承の手続き※入居者（契約者）が死亡した場合 | 必要書類は、世帯の状況により異なるため、担当窓口にご相談ください。 | 速やかに　　　 | * ／
 |
| 同居者異動の手続き※同居者が死亡した場合 | ― | 速やかに | * ／
 |

|  |
| --- |
| * **犬の所有者変更の手続き**

担当窓口　⑥環境課生活衛生係☎82-1143　（市役所本館２階）　／地域活性化室　☎71-1602　（厚狭地区複合施設内）　 |
| 手続き | 必要なもの | 期限 | 済 |
| 犬の所有者変更 | ― | 速やかに　　　 | * ／
 |

**【　その他の手続き（主なもの）　】**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な手続きの種類 | 手続き窓口 |
| 運転免許証の返納 | 最寄りの警察署（山陽小野田警察署　☎84-0110） |
| 県税関係 | 宇部県税事務所（☎21-2118） |
| 所得税・相続税関係 | 厚狭税務署（☎72-0180） |
| 特定医療費（指定難病）受給者証の返還の手続き | 山口県宇部健康福祉センター（☎31-3200）へお問い合わせください。 |
| 預金の手続き等 | 金融機関へお問い合わせください。 |
| クレジットカードの失効手続き | 各クレジット会社へお問い合わせください。 |
| 生命保険の請求等 | 加入している生命保険会社へお問い合わせください。 |
| 電気・ガス・電話・ＮＨＫ受信料等の精算・名義変更 | 領収書等に記載されている会社へお問い合わせください。 |
| くみ取りトイレの清算・名義変更 | 小野田地区：（株）小野田公衛社（☎84-1785）　　　　　　　　　　　山陽地区　：山陽清掃社（☎72-0202） |
| 介護施設等の手続き | 介護施設等へお問い合わせください。 |
| お墓などの手続き | お墓などを管理している事務所（寺院・公益法人等）へお問い合わせください。 |
| 困りごと・悩みごとの相談 | 市は、随時相談窓口等を開設しています。※詳しくは、「広報さんようおのだ」毎月１日号の各種相談をご覧ください。 |

**＊＊＊＊＊　　死亡に関する手続きでよくある質問　　＊＊＊＊＊**

**Ｑ　家族が亡くなったら死亡届はどうやって提出するのですか？**

**Ａ.**死亡届は、医師の診断後に病院から発行され、ご遺族が届出内容を記載し、市の窓口に提出していただく必要があります。提出後に、火葬を行うための火葬許可証が発行されますのでご確認ください。死亡届の提出は業者の方にお願いできる場合がありますので、葬儀社の方にご相談ください。死亡届は、市の窓口に提出した後は返却等できませんので、提出前にコピーをとられることをおすすめします。

**Ｑ　死亡の記載のある戸籍や住民票（除票）が必要ですが、すぐに取得できますか？**

Ａ．届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、すぐに戸籍謄本等は交付できません。死亡届の提出先が、亡くなった人の本籍地、住所地であるか等の理由により戸籍の取得ができるようになる日が異なります。詳しくは、本籍地、住所地の市区町村にお問い合わせください。

※戸籍謄本等を郵便で請求される場合は、市民課へお問い合わせください。

**Ｑ　亡くなった人の税、保険料、使用料の納付はどうなりますか？**

Ａ.死亡された方が、税の納税義務者、保険料・使用料の納入者として口座振替の手続きをされている場合は、死亡により口座からの引き落としができなくなりますので、窓口での納付、もしくは口座名義人変更をお願いします。

**委任状に関する御案内**

死亡に伴う各種手続きができる方は、原則、ご遺族の代表者や亡くなられた方の相続人（申請者）です。

申請者（ご遺族の代表者や亡くなられた方の相続人）が窓口にお越しいただくことが困難な場合は、申請者の代理人（委任状の持参が必要）による手続きをお受けすることができます。

**～　委任状を作成される場合は、次の事項にご注意ください。～**

※必ず委任者が代理人、委任事項を記入の上、署名（又は記名、押印）し、次の委任状原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認をさせていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

※委任者が、相続人であることがわかるもの（例：戸籍謄本等）の提示を求める場合があります。

※手続きによっては、既定の書式等がある等の理由により次の委任状では対応できない場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**委任状**

山陽小野田市長

　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| **委任者（頼む方）**　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　明・大・昭・平・令・西暦　　　　　　年　　　　月　　　　日）日中の連絡先電話番号　　　　　　　　―　　　　　　―　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　**私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。**

|  |
| --- |
| **代理人（頼まれて窓口に来る方**）　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　明・大・昭・平・令・西暦　　　　　　年　　　　月　　　　日） |

|  |
| --- |
| 委任事項（委任する事項に✓を付してください）* （　　　　　　　　）の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金の請求及び相続の手続きに必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する全ての権限

□税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限□遺族年金用：課税・納税（非課税）証明書□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**※この様式を複写したものを利用して委任状の作成をお願いします。**

**メ　　モ**

**編集・発行　山陽小野田市市民部市民課【第4版2024年4月】**